

海外特別研究員採用者各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見進
(公印省略)

『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）』の
一部変更について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび独立行政法人日本学術振興会は、令和4年度採用分海外特別研究員（RRAを含む）募集要項において、海外特別研究員事業の義務及び遵守事項を一部変更したところです。

上記変更について、本通知発出時点での採用者（一部内定者を含む。以下まとめて「採用者」という。）においても適用することとしましたので、本通知を以て、下記のとおり実施することをお知らせします。

なお、本通知内容は、令和3年度内に発行予定の『日本学術振興会海外特別研究員 遵守事項及び諸手続の手引』（以下、「手引」という。）に改めて定めることとしますので、当該手引が発行され次第、その内容を必ず確認してください。万一、手引と本通知との間に記載の相違や解釈の齟齬等が生じた場合は、手引の記載事項及び解釈等を優先することを申し添えます。

記

1. 本通知の有効期間

令和3年4月1日から、令和3年度内に発効する手引の発行日まで
(手引の発行後は、手引に基づき実施します)

2. 実施内容

別紙「日本学術振興会海外特別研究員 遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）の変更箇所」
参照

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
(麹町ビジネスセンター)

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部海外派遣事業課

【海外特別研究員担当】

電話：03-3263-0925 E-mail：kaitoku@jsps.go.jp